解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年八月七日開催の臨時総会の決議及び平成二十八年十二月二十一日京都府南丹広域振興局長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十八日

京都府南丹市園部町熊崎二ガキ五三番地

熊崎北部生産森林組合

代表清算人　口中　正美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年十一月二十六日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十八日

大阪府四條畷市蔀屋四六七番地の二

関西外国自動車販売協同組合

代表清算人　平　健一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年十月十七日開催の臨時社員総会決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十八年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十八日

兵庫県西脇市野村町一二五七番地の一

医療法人社団生野医院

清算人　生野　哲雄

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十八年十一月三十日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十八日

愛媛県宇和島市曙町一番地

宇和島市土地開発公社

代表清算人　石橋　寛久

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年十一月二十一日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十八日

高知県南国市廿枝一六一八番地の一

清算法人南国市廿枝土地改良区

清算人代表　二宮　修

配当公告

札幌市西区発寒一四条一四丁目二番四五号

破産者　共栄機材株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十八年（フ）第五七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五一、八一六、四七三円

一、配当をすることができる金額

金二四、九六四、二六七円

平成二十九年一月十八日

札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地スペチアーレ・プリーモ二〇七号室

破産管財人　弁護士　高橋　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光四条四丁目一番、最後の住所北海道旭川市春光四条四丁目一番二―二一三号市住二二一三号

被相続人　亡　藤田　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

北海道旭川市大町二条四丁目

相続財産管理人　司法書士　高橋　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市桜川七丁目四三一番地一三四、最後の住所青森市桜川七丁目一番二〇号

被相続人　亡　桑原　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

青森市中央一丁目一番二号メゾン青森Ａ一階　森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市大字中村西根一八四一番地の三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邊　兼治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

事務所茨城県つくば市梅園二丁目七番地三つくばシティビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　岡野　聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市柿岡一六三六番地五、最後の住所茨城県石岡市柿岡一八三〇番地二

被相続人　亡　神生　佳枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

事務所茨城県つくば市梅園二丁目七番地三つくばシティビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　岡野　聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下野市石橋七九〇番地五八、最後の住所栃木県下野市大光寺二丁目八―一四ディアス大光寺Ａ棟二〇一号

被相続人　亡　辻　政巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

栃木県小山市東城南五丁目一番地七ロイヤルパレスⅢ棟一Ｆ

相続財産管理人　結城　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市連雀町七八番地、最後の住所群馬県高崎市江木町九五五番地

被相続人　亡　山口　淑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

群馬県高崎市鶴見町一番地五新生ビル二階

相続財産管理人　弁護士　金田　悦郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所栃木県矢板市本町九番二五号

被相続人　亡　山本幸雄こと　李　海生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十八日

東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美央二郎

第３期決算公告　平成29年１月18日

愛知県岡崎市日名西町11番地21

富士ファイン株式会社

代表取締役　伊藤　公正

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	847
	固定資産	1,662
	合計	2,510
負債及び純資産の部	流動負債	1,802
	引当金	8
	負債合計	477
	資本金	229
	資本剰余金	85
	資本準備金	125
	資本剰余金合計	125
	利益剰余金	19
	その他利益剰余金	19
	（うち当期純利益）	(31)
	純資産合計	2,510